



様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

（第1面）

特別管理産業廃棄物処理計画書

2023年6月19日

埼玉県知事 殿

提出者

住 所 埼玉県久喜市菖蒲町昭和沼22番地

氏 名 日本マタイ株式会社

埼玉工場長 野中 徹

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 0480-85-5511

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名 称	日本マタイ株式会社 埼玉工場
事業場の所在 地	埼玉県久喜市菖蒲町昭和沼 22 番地
計画期 間	2023年4月1日～2024年3月31日まで

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

1 事業の種類	大分類：製造業 中分類：プラスチックフィルム製造業
2 事業の規模	前年度の製造品出荷額 104億円
3 従業員 数	210人(2023年3月末現在)
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	廃油→蒸留再生→リサイクルシンナー →残渣→焼却・溶融→スラブ

## 特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

埼玉工場長

特別管理産業廃棄物管理責任者  
(保全課長)

製造課

総務課

ポリエチレン重袋課

軽ラミネート課

重ラミネート課

グラビア印刷課

## 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

## 1 現状

## 【前年度(2022年度)実績】

特別管理産業廃棄物の種類	廃油	
排出量	99.0 t	t

(これまでに実施した取組)

2018年7月中旬まで有価物として取引の為、多量排出の状態ではなかったので、特に取り組みの実施はなかった。有価物で無くなった後は、分別を意識した取り組みを行っていた。

## 2 計画

## 【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	廃油	
排出量	90.0 t	t

(今後実施する予定の取組)

より分別を推進しつつ、溶剤ロスを少なくしていく活動を行う事で増加を抑制する。

## 特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 特別管理産業廃棄物を決められた建物に保管し、施錠管理を実施している。漏洩防止対策の徹底を実施している。
3 計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現状の推進を進め、より分別を図っていく。

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	
②計画	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	— t	t
	(これまでに実施した取組)		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	
②計画	自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	— t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	— t	t
(これまでに実施した取組)			

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	
	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	— t	t
	自ら中間処理により減量す る特別管理産業廃棄物の量	— t	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度） 実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	
	自ら埋立処分を行 つた 特別管理産業廃棄物の量	— t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	
	自ら埋立処分を行 う 特別管理産業廃棄物の量	— t	t
	(今後実施する予定の取組)		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
1 現状	【前年度（ 2022 年） 実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	
	全処理委託量	99.0 t	t

	優良認定処理業者への 処理委託量	— t	t
	再生利用業者への 処理委託量	99.0 t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	— t	t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託 量	— t	t
(これまでに実施した取組) 委託基準に基づいて、適正に処理を行っている。			

## (第5面)

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	
	全処理委託量	90 t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	- t	t
	再生利用業者への 処理委託量	90 t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	- t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	- t	t
(今後実施する予定の取組) より分別を推進しつつ、溶剤ロスを少なくしていく活動を行う事で 増加を抑制する。			
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（2022年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物 排出量 <small>(ごみ化ビニル廃棄物を除く。)</small>	99.0 t	
(今後実施する予定の取組) 従来紙マニフェストによる運用を行っていたが、令和2年より処理・収集運搬業者と電子マニフェストにて運用している。			
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が 50 トン以上の事業場ごとに 1 枚作成すること。
- 2 当該年度の 6 月 30 日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1) ① 欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2) ② 欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3) ④ 欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第 6 条の 14 第 2 号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条の 3 の 3 第 1 項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第 2 条の 4 第 5 号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が 50 トン以上の者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 8 条の 31 の 4 に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が 3 以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。

9 ※欄は記入しないこと。